

1. 目的

国のGIGAスクール構想に基づき整備された学習用タブレット端末（以下「タブレット」という）を、家庭での自宅学習で活用する際に必要なルールを示すことを目的とする。

2. 必要な物品

自宅学習を行うためには、原則、タブレットと回線（インターネット接続環境）が必要となる。

3. 貸与する物品

タブレット・充電アダプター

4. 貸与期間

津幡町立小学校及び中学校、それぞれの在学する期間とする。卒業、転学等に際しては、貸与された物品を返却する。

5. 物品等における注意事項

(1) タブレットと充電アダプター

- ・ログインをするにはGoogleアカウントとパスワードが必要となる
- ・タブレット等、機器の充電に係る費用については保護者負担とする。

(2) 回線（インターネット接続環境）

- ・家庭のインターネット環境への接続は、保護者が行う。
- ・インターネット接続に係る通信料や充電に係る費用については、保護者負担とする。
インターネット環境がない世帯には、令和3年度の夏季休業期間中に限り、教育委員会でWi-Fiルーターを貸し出す。

6. 利用における注意事項

利用者は、以下を厳守すること。

- (1) 学校での学習及び家庭学習の目的以外の使用はしない。
- (2) 家庭以外での使用はしない。
- (3) 寝る前の1時間と、午後10時から午前6時までには使用しない。
- (4) 目を休めるために、長時間使用せず、細かく休憩をしながら使用する。
- (5) タブレットの回線接続に関するサポートは、学校及び教育委員会では行わない。
- (6) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせる。
- (7) タブレットの近くでの飲食は禁止とする。（タブレットを机上においたままその机で食事するなど）
- (8) アカウントとパスワードは、他人に教えない。
- (9) タブレットは、自宅で充電を行う。
- (10) タブレットは自己管理し、その使用及び破損・紛失・盗難に注意する。
※破損等の不具合が生じた場合、遅延なく学校へ報告し指示を仰ぐ。
※借用者の重大な責めに帰すべき事由により、故障などが発生した際には、津幡町教育委員会が再調達または修理し、それに要した費用を借用者が実費弁済する。
※盗難等の被害にあった際には、警察に届け出、証明を受ける。
- (11) タブレット利用において不具合が生じた場合、速やかに学校へ報告する。
学校を通じて修理の手配などを行うので、個人での修理はしない。
- (12) USBメモリなどの外部装置・周辺機器への接続及び利用を禁止する。
- (13) GooglePlayの利用やAndroidアプリの利用を禁止する。
- (14) 学習に関係のないサイトの閲覧・利用、写真・動画の配信は禁止する。
- (15) 他人のアカウントの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷などは禁止する。

7. その他

本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、教育委員会で協議決定する。